

令和 7 年度第 5 回金谷区地域協議会

次 第

日時：令和 7 年 10 月 8 日（水）午後 6 時 30 分～
会場：金谷地区公民館 集会室

1 開会

2 報告事項

(1) 公の施設の使用料等の見直しについて

(2) 南葉高原キャンプ場の利用料金の変更について

3 質問事項

(1) 南葉高原キャンプ場の一部廃止及び利用時間の変更について

(2) ヨーデル金谷の利用時間及び休館日の変更について

4 自主的な審議

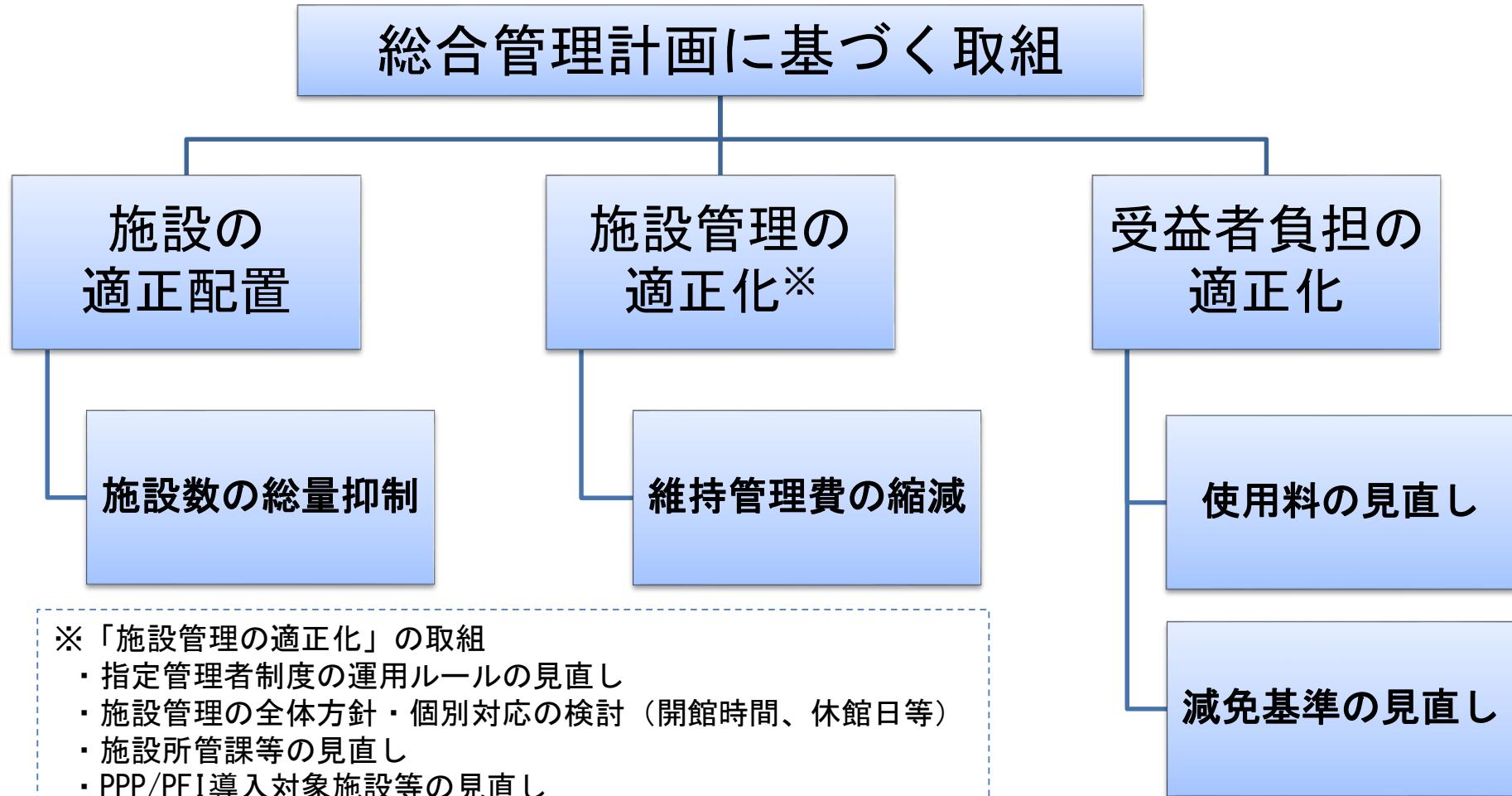
(1) 自主的審議事項のテーマについて

5 その他

6 閉会

公共施設等総合管理計画に基づく取組のイメージ

より充実した行政サービスを提供するために、「施設の適正配置」「施設管理の適正化」「受益者負担の適正化」を一体的な取組として検討する。



公の施設の使用料等の見直しについて

1 使用料等の基本方針の策定について

(1) 基本方針の策定の理由

- これまでの使用料等の見直しは、平成27年10月の使用料等の見直し時に整理した受益者負担の適正化、施設の性能・サービス水準を踏まえた料金の設定、使用料収入の確保を基本的な考え方として取り組んできました。
- 具体的には、施設の維持管理に必要な費用（ランニングコスト）に基づく使用料の算定や、利用者の負担の過度な増加を防ぐため激変緩和措置として見直しの上限額の設定のほか、減免基準の見直しを行ってきました。
- 今回、使用料等の見直しを行うに当たり、施設の運営及び管理に係る費用は、施設利用者の使用料等で一部が賄われていますが、その大半は施設を利用しない人を含む市民全体の税により負担されていることから、受益と負担の公平性や公正性を確保し、市民から理解が得られる合理的な使用料等の設定を行うため、基本的な考え方を改めて整理し、統一的な方針を定めることとしました。

(2) 使用料等の実態

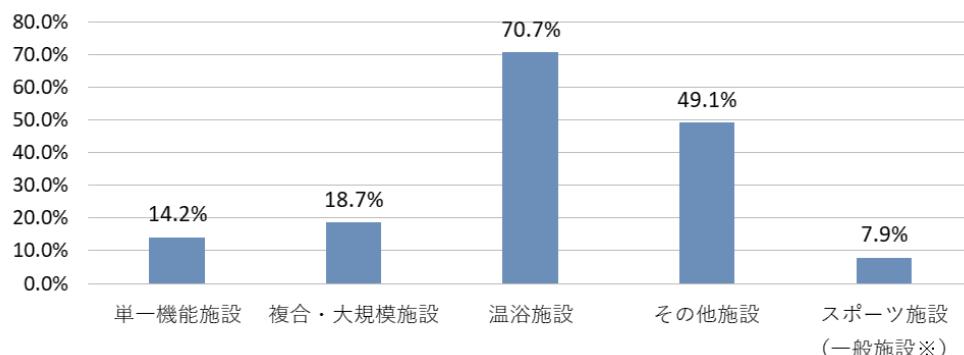
- 法令等で使用料等が徴収できない施設等を除く184施設の収支状況（令和5年度実績）においては、年間の維持管理経費に対する利用者負担の割合は約39.2%にとどまっています。
- また、施設使用料の減免額は年間約1.9億円に上り、公費から負担しています。
- カテゴリー別受益者負担率では、温浴施設が約70%であるのに対し、スポーツ施設（一般施設）では約8%と偏りがあります。
- 今後の施設の老朽化による維持管理経費の増加や人口減少に伴う利用者数の減少を見据え、受益者負担の考え方を再考する必要があります。

【公の施設の収支状況※】



※スポーツ施設、貸館施設、観光施設など184施設が対象
法令等の規制や不特定多数の利用者が利用する小・中学校や幼稚園、養護老人ホーム、公園等を除く。

【カテゴリー別受益者負担率】



※一般的な体育館、野球場など。リージョンプラザ上越などの拠点施設等を除く。

2 「公の施設における使用料等の算定に係る基本方針」（案）の概要

基本的な考え方は、平成 27 年 10 月の見直し時と同様です。

(1) 使用料等算定の基本方針

ア 受益者負担の原則

公の施設が提供するサービスの公共性の程度に基づいて、税で負担すべき部分と利用者が負担すべき部分との均衡を図る必要があります。

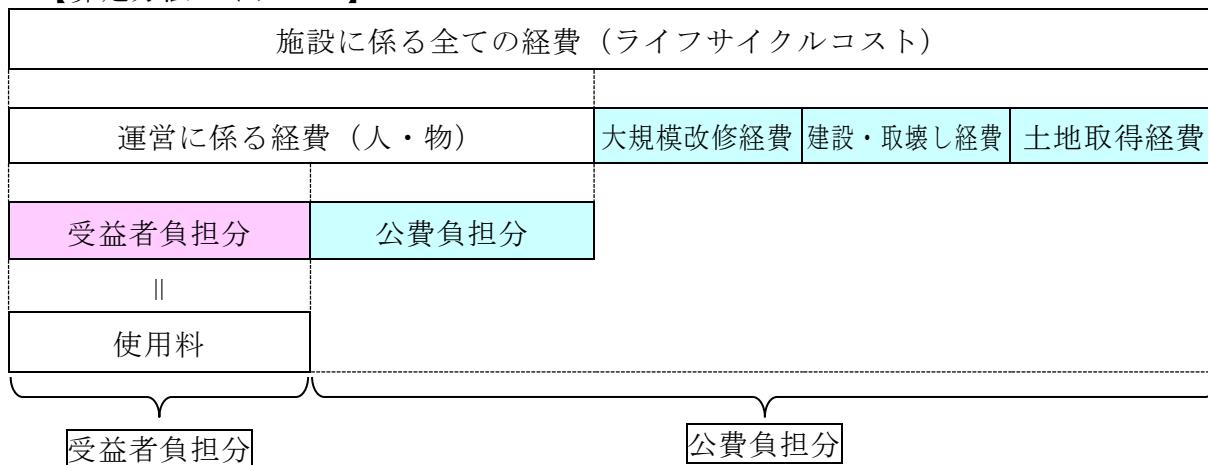
このため、施設を利用する人と利用しない人の負担の公平を図る観点から、公の施設の運営に係る対価として、受益者から使用料等を負担していただいており、受益の範囲内において料金を設定しています。

イ 算定方法の明確化

公の施設の運営に係る費用（以下「原価」という。）を算出し、これを使用料等の算定根拠とします。

また、税負担と受益者負担との均衡を図るため、公の施設が提供するサービスを性質別に分類し、分類ごとの受益者負担割合を設定します。

【算定方法のイメージ】



ウ 経費削減に向けた取組と使用料等の見直し

適正な受益者負担を求めるために、公の施設の適正配置（統廃合や機能集約など）や適正管理（開館時間や休館日設定の適正化など）による経費削減に向けた不断の取組によりコスト削減を図ります。

(2) 対象施設

対象施設は、地方自治法第244条における公の施設のうち、使用料等を徴収している施設とします。ただし、法令等で使用料等が徴収できない施設（学校、図書館など）や他に基準額が存在する施設（保育園、図書館など）、占有料や目的外使用料（類するものを含む。）等については対象外とします。

(3) 公の施設の性質分類と負担割合の設定

対象施設が提供するサービスの性質により、受益者負担の割合を設定することで、サービスの種類に応じた税負担と受益者負担の均衡を図ります。

ア 日常生活における必要性の程度（必需性）

日常生活を営む上で、必要不可欠なサービスを提供する施設(必需的な施設)は、市民の必要性が高く、より多くの公費(税)を投入して、市民全体で支えるサービスであり、一方、生活の快適性の向上など、個人の意思で利用するサービスを提供

する施設（選択的な施設）は、公費（税）による負担が少なくてよいサービスであると考えられます。

イ 民間における類似サービスの提供の程度（公益性）

民間では提供が難しいサービスを提供する施設や本市の魅力を広く伝える施設（公益的な施設）は、より多くの公費（税）を投入して、市民全体で支えるサービスであり、一方、民間でも同種・類似するサービスを提供する施設（私益的な施設）は市場代替性が高く、公費（税）による負担が少なくてよいサービスであると考えられます。

ウ 受益者負担割合

サービスの性質である「必需性（選択性）」、「公益性（私益性）」について9分類した上で、受益者負担割合については5段階に区分します。

【標準的な受益者負担割合と主な施設・機能例】

受益者負担割合は標準的な例であり、実際の割合は、施設の事情等を踏まえ決定します。

提供するサービスの必需性（選択性）	受益者負担：50%	受益者負担：25%	受益者負担：0%
	受益者負担：75%	受益者負担：50%	受益者負担：25%
	受益者負担：100%	受益者負担：75%	受益者負担：50%
	宿泊・日帰り温浴施設、観光施設、飲食施設、有料駐車場、博物館（水族博物館）	交流宿泊施設、キャンプ場、産業関連・農林水産業振興施設	博物館（その他）、文化歴史関係施設、学習施設、地域福祉拠点施設
選択性		公益性	
必需的		私益的	
提供するサービスの公益性（私益性）			

(4) 原価の考え方

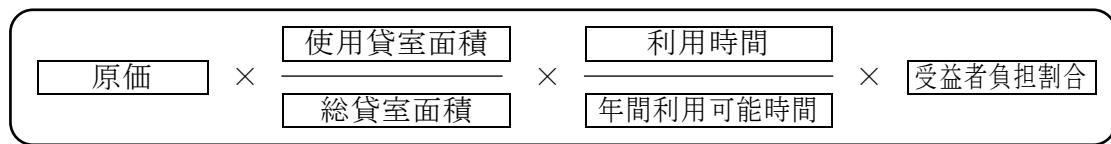
公の施設の利用に伴う経費には、施設の維持管理・運営に係る経常的な経費（人件費を含む。）と、施設の整備に係る投資的な経費がありますが、使用料等を算定する原価には、投資的な経費を含まないこととします。なお、経常的な経費でも、受益者が特定されている経費は、原価には含まないこととします。

また、施設のカテゴリーごとに設備の充実度や経過年数等の付加価値に差がある場合は原価に価値補正を行うとともに、複合施設の場合については、利用する面積や時間などを基に合理的に原価を割り振り、それぞれの使用料を算定することとします。

(5) 算定方法

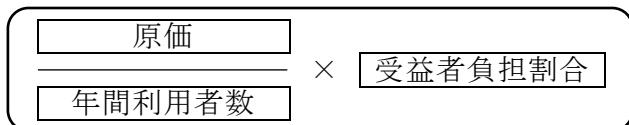
ア 占有利用施設（会議室、野球場、ホール等）

使用する面積に応じて、1室（面）当たりの原価から使用料を算定



イ 個人利用施設（入館料等）

大人一人1回当たりの使用料等を算定



(6) 使用料等の算定に当たり考慮すべき事項

ア 料金の調整等について

- 各施設の設置経緯、社会状況の変化、公の施設に係る当市の行政計画や社会的要請を特別に考慮する必要がある場合には、他の類似施設の使用料等との均衡を考慮した上で、使用料等を調整することができるものとします。
- 前項のほか、同種・類似サービスを提供する施設のグループ化や近隣の類似施設等との調整もできるものとします。

イ 市外在住者、営利営業上の利用による料金の上限設定について

- 市外在住者：通常の使用料等の2倍
- 営利営業上：通常の使用料等の3倍

ウ 使用料等、利用時間の単位について

- 使用料等：原則100円単位
- 利用時間：原則1時間単位としますが、施設によっては30分単位※での利用もできるものとします。

※ 30分単位で利用する場合の料金は1時間の使用料の半額

エ 激変緩和措置について

- 原則、現行の使用料等の1.5倍を上限とし、段階的に見直しするものとします。

オ 定期的な見直しについて

- 5年ごとに使用料等の見直しを行うこととします。

3 令和7年度の使用料等の見直しについて

(1) 使用料等の見直しを行う施設の考え方

近年のエネルギー価格高騰等の影響を受け、次に該当する公の施設の使用料等の見直しを行います。

- エネルギー価格高騰等の影響（支出の増加）を大きく受けている施設
- 民間事業者でも同種のサービスが提供されている施設
- 使用料の設定において、受益者負担の割合が高い施設
- 地域振興を目的に、主に市外や県外の使用者を想定している施設
- 指定管理者から使用料の改定の要望がある施設

(2) 使用料等の見直し予定施設

次の 17 施設について、「公の施設における使用料等の算定に係る基本方針」に基づき算定した額を基本として、使用料等を見直す予定としています。

新たな使用料等について、令和 7 年 12 月定例会に条例改正議案を提案し、令和 8 年 4 月 1 日の施行を目指します。

また、これら以外の施設の使用料等及び減免基準についても見直しを検討し、令和 9 年 4 月の施行を目指します。

【令和 7 年 12 月定例会で条例改正、令和 8 年 4 月の施行を目指す施設】

用途	施設カテゴリー	施設名
観光・レクリエーション施設	観光施設	キューピットバレイスキーエ
	日帰り温浴施設	吉川ゆったりの郷、大潟健康スポーツプラザ 鵜の浜人魚館、上越リゾートセンターくるみ 家族園
	宿泊温浴施設	ゆきだるま温泉久比岐野、牧湯の里深山荘、 柿崎マリンホテルハマナス、板倉保養センタ ー、うみてらす名立
	交流宿泊施設	大島庄屋の家、吉川スカイトイピア遊ランド、 六夜山荘、月影の郷
	キャンプ場	菖蒲高原緑地休養広場、南葉高原キャンプ場
社会教育系施設	博物館・文化歴史関係施設	上越市立水族博物館
公園施設	中規模公園	棚田動植物公園

4 今後のスケジュール

時期	内容
R7. 9～11	利用者への説明、地域協議会への説明、市ホームページ上の市民 向けアンケート調査の実施
R7. 12	総務常任委員会所管事務調査での審議、基本方針の策定、R7 年度使 用料等条例改正議案を提案
R7. 12～R8. 3	利用者等、市民への新使用料の周知
R8. 4～	新使用料等の適用開始

南葉高原キャンプ場の利用料金の変更について

このたびの公の施設の使用料等の見直しは、令和9年4月に予定している定期的な使用料等の見直しに先立ち、近年のエネルギー価格高騰等の影響を大きく受けている施設や、主に市外や県外の利用者を想定している施設などの17施設について、令和8年4月の使用料等の変更を計画しているものです。

1 施設の収支・利用状況（R6年度）

利用者数	市の収入 【A】	市の支出 【B】	公費投入額 【C】 B-A	利用料金等収入 【D】	維持管理経費 【E】	受益者負担割合 【F】 D/E
9,508人	0	8,958千円	8,958千円	6,306千円	15,264千円	41.3%

【A】～【E】施設にかかる収入及び支出のみ記載している。

【A】指定管理者制度導入については、利用料金収入は、市の収入とはならない。

【B】市の支出には、指定管理委託料を含む。

【D】利用料金等収入には、利用料金のほか飲食・物販収入等の条例に定めのない収入を含む。

2 利用料金の変更案

№	現行（改定前）				
	区分①	区分②	料金単位	料金	変更案の料金単位に換算した額 【G】
1	学習・休憩棟	日帰り	全館	6,600円	6,600円
2	学習・休憩棟	宿泊	全館	13,200円	13,200円
3	バンガロー	日帰り	1棟	1,760円	1,760円
4	バンガロー	宿泊	1棟	6,000円	6,000円
5	テントサイト	日帰り	1張分	480円	480円
6	テントサイト	宿泊	1張分	840円	840円
7	温水シャワー	-	1回	-	-
8					
9					
10					
11					

変更案			
料金単位	料金 【H】	増減額 (H-G)	増減率 (H/G)
全館	9,900円	3,300円	1.5
全館	19,800円	6,600円	1.5
1棟	2,600円	840円	1.5
1棟	7,500円	1,500円	1.3
1張分	700円	220円	1.5
1張分	1,200円	360円	1.4
1回	100円	100円	-

【H】料金の変更案に記載の金額は条例に定める上限額であり、実際の運用額と異なる場合がある。

【その他特記事項】

--

資料 3

上農整第 790 号
令和 7 年 9 月 26 日

金谷区地域協議会
会長 村田 敏昭 様

上越市長 中川 幹太
(農林水産部農林水産整備課)

南葉高原キャンプ場の一部廃止及び利用時間の変更について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第 7 条第 2 項の規定により意見を求める。

記

諮問第 30 号 南葉高原キャンプ場の一部廃止及び利用時間の変更について
※ 諒問内容については、別紙のとおり

[諒問理由]

上越市南葉高原キャンプ場について、施設の運営の現状に合わせて南葉山荘及び多目的スポーツ広場並びにテニスコートを廃止するほか、利用時間を変更することに関し、金谷区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

(変更点については、表中下線部のとおり。)

現況	諮問内容								
<p>1 名称及び位置 キャンプ場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>上越市南葉高原キャンプ場</td><td>上越市大字後谷 251番地8</td></tr></table> <p>2 施設 上越市南葉高原キャンプ場の施設は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 南葉ロッジ (2) 南葉山荘 (3) 学習・休憩棟 (4) バンガロー (5) テントサイト (6) 炊事場 (7) 林間広場 (8) 多目的スポーツ広場 (9) 丸太遊具施設 (10) テニスコート</p>	名称	位置	上越市南葉高原キャンプ場	上越市大字後谷 251番地8	<p>1 名称及び位置 キャンプ場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>上越市南葉高原キャンプ場</td><td>上越市大字後谷 <u>329</u>番地</td></tr></table> <p>2 施設 上越市南葉高原キャンプ場の施設は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 南葉ロッジ (2) <u>学習・休憩棟</u> (3) <u>バンガロー</u> (4) <u>テントサイト</u> (5) <u>炊事場</u> (6) <u>林間広場</u> (7) <u>丸太遊具施設</u></p>	名称	位置	上越市南葉高原キャンプ場	上越市大字後谷 <u>329</u> 番地
名称	位置								
上越市南葉高原キャンプ場	上越市大字後谷 251番地8								
名称	位置								
上越市南葉高原キャンプ場	上越市大字後谷 <u>329</u> 番地								

現況	諮問内容
<p>3 利用時間</p> <p>キャンプ場の利用時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、市長の承認を得てこれを変更することができる。</p> <p>ア 日帰り利用</p> <p>(ア) 南葉山荘、学習・休憩棟、バンガロー、テントサイト及びテニスコート 午前9時から午後4時30分まで</p> <p>イ 宿泊利用 午前9時から翌日午前9時まで</p>	<p>3 利用時間</p> <p>キャンプ場の利用時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、市長の承認を得てこれを変更することができる。</p> <p>ア 日帰り利用</p> <p>(ア) 学習・休憩棟、バンガロー、テントサイト <u>午前10時</u>から午後4時30分まで</p> <p>イ 宿泊利用 <u>午前10時</u>から翌日午前9時まで</p>

資料4

上観第478号
令和7年9月30日

金谷区地域協議会
会長 村田敏昭様

上越市長 中川幹太
(文化観光部観光振興課)

ヨーデル金谷の利用時間及び休館日の変更について(諮問)

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により意見を求める。

記

諮問第31号 ヨーデル金谷の利用時間及び休館日の変更について
※ 諒問内容については、別紙のとおり

[諮問理由]

物価高騰など、経営環境が変化する中において、ヨーデル金谷の安定的な運営が必要なことから、利用時間及び休館日を変更することに関し、金谷区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

(変更点については、表中下線部のとおり。)

現況	諮問内容
<p>(利用時間)</p> <p>ア 日曜日、金曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。） 及び休日の前日 午前11時から午後10時まで</p> <p>イ その他の日 午前11時から午後9時まで</p>	<p>(利用時間)</p> <p>ア 月曜日 午前11時から午後3時まで</p> <p>イ その他の日 午前11時から午後3時まで及び午後5時30分から午後9時まで</p>
<p>(休館日)</p> <p>リフレッシュビレッジの休館日は次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これ変更することができる。</p> <p>(1)ゆったりの家 第1木曜日。ただし、この日が休日に当たるときは、その翌日</p>	<p>(休館日)</p> <p>リフレッシュビレッジの休館日は次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これ変更することができる。</p> <p>(1)ゆったりの家 第1木曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日</p>
<p>(2)正善寺工房 次に掲げる日</p> <p>ア 月曜日及び木曜日。ただし、これらの日が休日に当たるときは、その翌日</p> <p>イ 12月29日から翌年1月3日まで</p> <p>(3)ヨーデル金谷 火曜日。ただし、この日が休日に当たるときは、その翌日</p>	<p>(2)正善寺工房 次に掲げる日</p> <p>ア 月曜日及び木曜日。ただし、これらの日が休日に当たるときは、その翌日</p> <p>イ 12月29日から翌年1月3日まで</p> <p>(3)ヨーデル金谷 次に掲げる日</p> <p>ア 火曜日、第2水曜日及び第4水曜日。ただし、これらの日が休日に当たるときは、その翌日</p> <p>イ 12月30日から翌年1月3日まで</p>

1 改正理由

(1) 現行条例と実態の乖離

- ・ コロナ禍以降、試行的に行つた現行の営業時間等が定着
- ・ 利用実態を踏まえた現行の利用時間や休館日への条例改正が必要
- ・ 法令改正により、祝祭日の設定が変化

(2) 物価が大幅に上昇

- ・ 物価や人件費の高騰により、コロナ前と比較し、管理費が大幅に増加しており、効率的な運営が必須

(3) 人材確保が困難

- ・ 各施設では従業員の確保(料理人など)に苦慮
- ・ 現行の規定では、多くの従業員を確保する必要があり、指定管理者が運営に苦慮

利用実態や様々な環境変化の中で、指定管理者の創意工夫のもと、施設の効率的な営業に務めてきたところ

→ 一方で、条例と実態との乖離が生まれていることから、規定を整理するもの

金谷区地域協議会 説明資料
令和7年10月8日
観光振興課

2 改正内容

- 利用時間、休館日について、現状の施設の営業時間等に合わせて改正するもの

(1) 利用時間

区分	現条例	改正(案)
利用時間	<p>ア 日曜日、金曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び休日の前日 午前11時から午後10時まで</p> <p>イ その他の日 午前11時から午後9時まで</p>	<p>ア 月曜日は午前11時から午後3時まで</p> <p>イ その他の日 午前11時から午後3時まで及び午後5時30分から午後9時まで</p>

(2) 休館日

区分	現条例	改正(案)
休館日	<p>火曜日</p> <p>ただし、この日が休日に当たるときは、その翌日</p>	<p>ア 火曜日、第2・第4の水曜日</p> <p>ただし、これらが休日に当たるときは、その翌日</p> <p>イ 12月30日から翌年1月3日まで</p>

金谷区地域協議会 自主的審議テーマについて

□金谷山の関連について

(前期委員からの引継ぎ)

「ヨーデル金谷周辺エリアの整備及び利活用について」

○R6. 6. 26 第 2 回地域協議会

- ・前期委員が作成した地域活性化の方向性や(株)ミーナハライペとの意見交換、検討事項などについて引き継ぐ。

○R6. 10. 4 (株)ミーナハライペと現地視察及び意見交換

- ・ヨーデル金谷周辺エリアについてもっと気軽に散策したり立ち寄れる場所にしたいという意見が多く出る。

※参考 金谷区における「地域活性化の方向性」
 『金谷区の地域活性化に向けて』

金谷区のシンボル「金谷山」を中心とした自然・歴史・文化をいかし、人・アイデア・活動が「つながる」地域を目指します。

○構成要素

- ・地域住民主体の環境整備活動・史跡保存活動・各種イベントを推進し、さらには持続・継続を目指します。
- ・様々な活動をしている地域や団体の情報を広く発信し、地域住民による文化活動や交流活動の活発化を目指します。
- ・新しい金谷地区公民館を中心に、更なる交流拡大や広域的な団体間のネットワーク化を目指します。
- ・交通の要所である山麓線をいかし、市街地から中山間地まで「つながる」金谷区を目指します。